

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会

第2回宿泊衛生専門委員会



ひこにゃん国スポ・障スポ仕様【炬火】

日時 令和5年9月28日（木）14時00分～

会場 彦根市役所5階 第1委員会室



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

第 2 回宿泊衛生専門委員会 次第

日時：令和 5 年 9 月 28 日(木) 14 時から

場所：彦根市役所 5 階 第 1 委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 宿泊衛生専門委員会 委員長あいさつ
- 4 報告事項
 - (1) 宿泊衛生専門委員会委員の交代について
 - (2) 県 合同配宿実施方針について
 - (3) 県 弁当調製施設基礎調査の結果について
- 5 審議事項
 - 【第 1 号議案】
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市医療救護対策要項（案）
 - 【第 2 号議案】
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市防疫対策要項（案）
 - 【第 3 号議案】
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市弁当調達要項（案）
 - 【第 4 号議案】
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市弁当調製施設選考基準（案）
 - 【第 5 号議案】
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市弁当調製施設募集要領（案）
- 6 その他（スケジュール等）
- 7 閉 会

令和5年9月28日時点

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会 委員名簿

氏名欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名
宿泊観光	1	公益社団法人彦根観光協会宿泊部会	部会長	◎ 田井中 徹
	2	公益社団法人彦根観光協会ブランド推進部会	部会長	宮川 佳典
	3	近江トラベル株式会社	代表取締役	伊藤 孝樹
食品衛生	4	滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所)	生活衛生係長	東浦 光紀
	5	彦根食品衛生協会	副会長	○ 大塚 恵昭
会場衛生	6	彦根市浄化槽業者協議会	事務局	山本富士裕
医療福祉	7	一般社団法人彦根医師会	副会長	辻 裕
	8	彦根歯科医師会	-	池田 昌弘
	9	一般社団法人彦根薬剤師会	-	射手矢雄一
	10	公益社団法人滋賀県看護協会第5地区支部	-	北村 月見
	11	彦根市健康推進員協議会	-	藤野 節子
	12	彦根市赤十字奉仕団	副委員長	大久保則雄
彦根市	13	彦根市市民環境部生活環境課	課長	吉田 誠
	14	彦根市市民環境部清掃センター	副所長	杉山 暢基
	15	彦根市福祉保健部健康推進課	課長	森原 敏
	16	彦根市観光文化戦略部観光交流課	課長	山岸 将郎
	17	彦根市立病院事務局病院総務課	課長	高畑 拓郎
	18	彦根市消防本部予防課	課長	山本 吉洋

第1号報告

委員等の変更について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会 第1回宿泊衛生専門委員会（令和5年2月8日開催）から令和5年9月28日までの間における委員等の変更について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第8条第5項の規定に準じて報告する。

○宿泊衛生専門委員

（敬称略）

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
公益社団法人彦根観光協会宿泊部会部会長	田井中 徹	関口 誠通
近江トラベル株式会社代表取締役	伊藤 孝樹	植田 重弘
湖東健康福祉事務所（彦根保健所）生活衛生係長	東浦 光紀	山田 強
彦根食品衛生協会会長	—	法村 賢仁
彦根食品衛生協会副会長	大塚 恵昭	—
一般社団法人彦根医師会副会長	辻 裕	廣田 善彦
彦根市市民環境部生活環境課長	吉田 誠	中江 淳展
彦根市産業部観光交流課長	—	成田 卓巳
彦根市観光文化戦略部観光交流課長	山岸 将郎	—

わたSHIGA輝く国スポ 合同配宿実施方針

わたSHIGA輝く国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者の配宿について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）および会場地市町実行委員会（以下「会場地委員会」という。なお、会場地市町実行委員会を設置しない市町については、当該市町とする。）は、合同の配宿本部を設置し、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿を行うことにより、業務の省力化と経費節減を図り、効率的かつ円滑に配宿業務を実施する。

1 合同配宿の体制

(1) 合同配宿の実施

短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿（以下「合同配宿」という）を行う。

(2) 合同配宿本部および配宿センターの設置

県委員会および会場地委員会は、「わたSHIGA輝く国スポ 合同配宿本部（仮称）」を設置するとともに、合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、旅行業者が配宿業務に従事するための配宿センターを設置する。

(3) 配宿センターとの連携

県委員会および会場地委員会が全域の宿泊施設データや配宿状況等を把握するため、両者と配宿センターとの間をインターネット等のネットワークを構築して、連携を図る。

2 配宿責任

県委員会および会場地委員会は、以下のとおり配宿対象者の配宿責任を負う。

県委員会 (主に開・閉会式に係る参加区分)	会場地委員会 (主に競技の実施に係る参加区分)
<ul style="list-style-type: none"> ・大会役員 ・特別招待客 ・都道府県本部役員 ・宮内庁関係者 ・正規視察員 ・報道員 ・その他視察員 	<ul style="list-style-type: none"> ・選手、監督 ・競技会役員 ・競技役員

3 業務委託

(1) 合同配宿の業務委託概要

合同配宿の実施にあたっては、合同配宿の実施に必要な配宿システムの構築、宿泊施設実態調査の実施、仮配宿計画の作成、客室の確保・調整、配宿センターの設置・運営、本配宿等の業務を別紙「わたSHIGA輝く国スポ合同配宿業務委託概要」を基本として、旅行業者に委託する。

(2) 委託契約方法

合同配宿の業務委託（以下「合同配宿業務委託」という）は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度まで、年度ごとに、県委員会が一括して旅行業者と締結する。

4 経費負担

(1) 県委員会および会場地委員会の経費負担割合

県委員会と会場地委員会は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの合同配宿業務委託に係る総経費の2分の1をそれぞれ負担する。

(2) 各会場地委員会の負担額

各会場地委員会の負担額は、全ての会場地委員会が均等に負担する「固定割負担額」と宿泊施設への配宿実績人数に応じて負担する「比例割負担額」の合計により算定する。

ア 固定割負担額

令和7(2025)年度の委託業務に関する業務管理費（委託経費の10%程度）の2分の1を各会場地委員会が均等に負担する。

イ 比例割負担額

会場地委員会が負担する合計額（上記4(1)で算定した額）から固定割負担額（上記4(2)アで算定した額）の合計を除いた額について、会場地委員会ごとの宿泊施設への配宿実績人数（※）により按分した額を負担する。

なお、転用施設等への配宿人数については、当該施設の確保および配宿調整業務等を各会場地委員会が直接行うため、比例割負担額の算出対象に含めない。

※1つの競技種別を複数市町で開催する場合の配宿実績人数の考え方は、その競技種別が行われる会場地委員会間で協議し、決定した方法による。

5 負担額の精算

令和7(2025)年度の国スポ終了後、県委員会と各会場地委員会の負担額を前述の算定方法に基づき確定し、令和7(2025)年度中の県委員会が定める期日までに精算する。

6 業務分担

年度	ア 県委員会業務分担区分	イ 会場地委員会業務分担区分
(1) 令和5 (2023)年度 および 令和6 (2024)年度	(ア) 合同配宿業務に係る旅行業者との委託契約の締結 (イ) 宿泊施設実態調査の実施と活用 (ウ) 宿舎説明会の開催 (エ) 宿泊施設の客室確保および総合調整 (オ) 仮配宿計画（第二次、第三次）の作成に係る総合調整 (カ) 広域配宿の調整 (キ) 施設別適用宿泊料金の調整 (ク) 配宿センターの設置準備	(ア) 配宿における各競技団体との連絡調整 (イ) 宿泊施設実態調査への協力 (ウ) 宿舎説明会の開催 (エ) 委託業者を活用した宿泊施設の客室確保および個別調整 (オ) 委託業者を活用した仮配宿計画（第二次、第三次）の作成ならびに報告 (カ) 委託業者を活用した広域配宿先の宿泊施設の客室確保および個別調整 (キ) 転用施設等の利用調整および不足備品等の補完対策
(2) 令和7 (2025)年度	(ア) 合同配宿業務に係る旅行業者との委託契約の締結 (イ) 宿泊施設の客室確保および総合調整 (ウ) 仮配宿計画（最終）の作成に係る総合調整 (エ) 広域配宿の調整 (オ) 施設別適用宿泊料金の調整 (カ) 宿泊意向調査の実施 (キ) 宿舎説明会の開催 (ク) 宿泊仮申込の実施 (ケ) 宿舎申込、変更、取消の受付業務およびそれに伴う対応 (コ) 宿舎決定通知書、変更・取消通知書の送付 (サ) 宿泊施設への本配宿業務 (シ) 宿泊実績等統計処理 (ス) 配宿センターの設置・運営	(ア) 宿泊意向調査等に係る各競技団体との連絡調整 (イ) 宿舎説明会の開催 (ウ) 委託業者を活用した宿泊施設の客室確保および個別調整 (エ) 委託業者を活用した仮配宿計画（最終）の作成ならびに報告 (オ) 委託業者を活用した広域配宿先の宿泊施設の客室確保および個別調整 (カ) 宿泊仮申込結果の確認 (キ) 宿泊施設への本配宿結果の確認 (ク) 転用施設等への本配宿業務

7 その他

- (1) 国スポ・ラグビーフットボール競技およびボウリング競技に係る実施業務については、別に定める。
- (2) この方針に定めるもののほか、合同配宿の実施に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

わたSHIGA輝く国スポ 合同配宿業務委託概要

年度	業務内容
令和5年度	配宿システムの基本設計
	システムの基本設計
	各種プログラムの作成
	システムの運用テストおよびメンテナンス
	運用手順書の作成
	宿泊施設実態調査
	調査票作成
	調査票の回収、集計・結果分析、調査結果報告
	食事提供方法の検討および対策
	調査結果に基づく管理データ(宿泊マスター)の作成
	第二次仮配宿計画の作成
	配宿シミュレーションの実施
	配宿シミュレーション結果分析、充足対策等の検討
	宿泊施設の客室確保
	関係機関(旅行業者、宿泊施設等)との調整
	旅行業者保有枠の確保調整
	宿舎説明会の実施
宿泊施設別適用宿泊料金(案)の設定	
負け帰り対策の提案	
令和6年度	配宿システムの設計修正、プログラム修正、運用手順書の修正
	宿泊施設実態調査の補完調査(新規、追加、変更)
	宿泊意向調査の実施
	第三次仮配宿計画の作成
	配宿シミュレーションの実施
	配宿シミュレーション結果分析、充足対策等の検討
	宿泊施設の客室確保
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定および宿泊施設との協定書の締結
	宿舎説明会の実施
	負け帰り対策の提案
配宿センターの設置準備	
令和7年度	配宿センターの設置・運営
	配宿システムの運用
	宿泊施設実態調査の補完調査(新規、追加、変更)
	営業宿泊施設の客室確保
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定および宿泊施設との協定書の締結
	宿泊意向調査の実施
	最終仮配宿計画の作成
	宿舎説明会の実施
	宿泊仮申込調査の実施
	負け帰り対策の実施
	本配宿業務
	宿泊申込書の作成・発送
	宿泊申込受付、配宿調整等
	宿舎決定通知書の発送
宿舎変更・取消等に関する調整	
問い合わせ対応	
配宿実績等統計処理	
配宿実績に基づく負担額の確定および精算	

※上記委託内容は、現段階の想定案であり、各業務内容の詳細および実施年度等については、委託業者選定後に当該業者と別途協議した上で決定する。

報告第 3 号

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設調査（県調査）の結果について

1 概要

本調査は、国スポ・障スポ開催にあたり、関係者に提供する昼食弁当が円滑かつ確実に調達できるよう、県内の弁当調製施設の概要および弁当調製能力等を把握することで、県および会場地市町実行委員会がそれぞれ策定する「弁当調達要項」および「弁当調製施設選定基準」等の参考資料とすることを目的に実施するもの。

2 調査内容

「施設概要」、「国スポ・障スポへの提供」、「配達・回収」、「衛生管理体制」、「その他」

3 調査時期

令和 5 年 5 月 29 日（月）～6 月 16 日（金）

4 調査対象施設

大津市保健所ならびに県生活衛生課よりデータ提供を受けた、食品衛生法の営業許可を受けて営業している県内の「飲食店営業」および「そうざい製造業」施設のうち、以下（調査対象除外施設）を除く 1,192 施設。

※調査対象除外施設

- ・ 寿司、パン、ピザ等の専門店および高齢者向け宅配弁当調製施設、持ち帰り専門店など、両大会における昼食弁当に適さない施設
- ・ 弁当製造を行っていない飲食店等
- ・ 営業の実態が把握できない施設

5 弁当調製施設調査に係るスケジュール

5 月 29 日～6 月 16 日 弁当調製施設調査

6 月下旬 調査集約

7 月 6 日 会場地市町実行委員会へ情報提供

全体回答率 21.3% (≒254 事業所 / 1,192 事業所)

うち彦根市内 18.9% (≒ 17 事業所 / 90 事業所)

⇒ うち「協方可」6 事業所

6 その他

- ・ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（県）としては、2 次調査の実施予定無し。

報告第3号（参考；彦根市内事業所回答_抜粋）

弁当調製施設調査結果表（「所在地：彦根市内」、「国スポ・障スポ協力：可」で抽出）

施設概要について	施設名	おかずやさん	清瀧旅館	千成亭キッチン	teraitei	ブリヂストン彦根生活協同組合	料亭さわだ
	所在地	竹ヶ鼻町	河原二丁目	平田町	本町一丁目	高宮町	中央町
	主な業務内容	弁当、仕出し	弁当、その他（旅館業）	弁当、仕出し	その他（レストラン）	弁当	弁当、仕出し
	調理従事者数	7	2	10	6	20	1
	使用水の種類	水道	水道、井戸	水道	水道	水道	水道
	国体・障スポへの提供	可	可	可	可	可	可
国スポへの提供	彦根市への提供	可	可	可	可	可	可
	調製可能数	300食以上500食未満	100食未満	100食以上300食未満	100食以上300食未満	300食以上500食未満	100食以上300食未満
配達・回収	冷蔵庫等による配達	不可	（未回答）	不可	不可	（未回答）	（未回答）
	冷蔵庫等の所有台数	無	（未回答）	無	無	（未回答）	（未回答）
	冷蔵庫等の待機	不可	（未回答）	不可	不可	（未回答）	（未回答）
	段ボール等での積込納入	可	（未回答）	可	可	（未回答）	（未回答）
	弁当ガラの回収	可	（未回答）	地域、有料相談可	可	（未回答）	（未回答）
衛生管理体制	衛生管理の対応	可	（未回答）	可	可	（未回答）	（未回答）
	検食の保管	実施	（未回答）	不可	可	（未回答）	（未回答）
	検便実施	実施	（未回答）	実施	未実施	（未回答）	（未回答）
	製造ラベル貼付	不可	（未回答）	実施	実施	（未回答）	（未回答）
	食品賠償保険等の加入	可	（未回答）	可	加入予定	（未回答）	（未回答）
その他	サンプル弁当提供	可	（未回答）	可	可	（未回答）	（未回答）
	弁当付属品の提供 （割箸・爪楊枝・お手拭き、 お茶、ビニール袋） お品書きの添付	可 （お茶のみ未回答）	（未回答）	可 （ビニール袋のみ不可）	可	（未回答）	（未回答）

報告第3号 (参考:彦根市内事業所一覧)

国スポ 協力可否	通しNo.	施設名	施設住所	業種	備考
	1	あおいふき	彦根市芹橋二丁目5-20	※飲食店営業	惣菜
×	2	あさひ	彦根市東沼波町254	飲食店営業	料理仕出し業
	3	伊沙羅	彦根市本町一丁目7-42	※飲食店営業	カフェ
	4	いずみ	彦根市大藪町2034-4	※飲食店営業	割烹
	5	伊勢幾	彦根市錦町4-23	※飲食店営業	料亭
	6	市場の食堂	彦根市安食中町327	飲食店営業	食堂
	7	彩	彦根市西沼波町319-2	飲食店営業	定食
	8	魚喜	彦根市稲里町1318	※飲食店営業	日本料理
	9	魚清	彦根市須越町196-2	※飲食店営業	レストラン
	10	魚徳	彦根市賀田山町534	飲食店営業	料理仕出し業
	11	魚安	彦根市彦富町1194-4	飲食店営業	料理仕出し業
	12	魚良	彦根市日夏町3835-2	飲食店営業	料理仕出し業
	13	おうちごはん Kitchen, 太陽	彦根市鳥居本町1296-33	※飲食店営業	弁当
△	14	近江牛・黒毛和牛専門店 一休	彦根市長曾根南町483-2	飲食店営業	
	15	近江食堂	彦根市後三条町126-15	飲食店営業	レストラン
○	16	おかずやさん	彦根市竹ヶ鼻町43-2 ビバシティ彦根 F1	飲食店営業	惣菜、弁当
	17	垣見食堂	彦根市南川瀬町1639-21	飲食店営業	惣菜、弁当
	18	Caffe Bianco	彦根市南川瀬町1520-2 連沼ビル1F	※飲食店営業	カフェ
	19	CAFE SPOOL	彦根市日夏町1776-136 2F	飲食店営業	カフェ
△	20	カフェ・ド・ニケ	彦根市松原町1849-10 丸平マンション1階2号	飲食店営業	カフェ
	21	カフェアンドキッチン ぼえむ	彦根市船町2-12	※飲食店営業	カフェ
	22	カフェテリア 伸	彦根市後三条町260-2 Nasu33 102号室	飲食店営業	定食
	23	株式会社千成亭風土 平田店	彦根市平田町808	飲食店営業	レストラン
	24	株式会社ファイブスター 本部キッチン	彦根市松原町1880-5	飲食店営業	
	25	キタヤキッチン	彦根市駅東町18-7	※飲食店営業	レストラン
×	26	喫茶軽食 理	彦根市高宮町142-1	飲食店営業	カフェ
△	27	Kitchen RIZUKI	彦根市長曾根南町533-2	飲食店営業	レストラン
	28	キッチンハウス K	彦根市河原三丁目4-9	※飲食店営業	創作料理
	29	きみと珈琲	彦根市柳川町218-1	飲食店営業	カフェ
○	30	清瀧旅館	彦根市河原二丁目7-10	※飲食店営業	旅館
	31	クラブハリエ 彦根松原店 (クラブハリエ ジュプリルタン カフェ)	彦根市松原町1435-83	飲食店営業	
	32	くりやん	彦根市西葛籠町357-2	飲食店営業	レストラン
	33	小島	彦根市河原二丁目8-9	飲食店営業	日本料理
	34	コルビー	彦根市高宮町2837-3 1F	飲食店営業	カフェ
	35	サガミ 彦根店	彦根市中藪町612-2	飲食店営業	
○	36	さわた	彦根市中央町2-23	飲食店営業	料理店、弁当
	37	三宝うえき	彦根市古沢町667 彦根ステーションホテル内	飲食店営業	レストラン
×	38	仕出し弁当 松むら	彦根市後三条町593-10	※飲食店営業	
	39	十字屋	彦根市須越町1130	飲食店営業	食堂
	40	就労継続支援B型作業所 ハートジョブ	彦根市中央町4-35	飲食店営業	就労支援
△	41	循環型未来食堂「みんなの食堂」	彦根市河原一丁目2-7	飲食店営業	食堂
	42	Girasole	彦根市本町一丁目12-4 横塚ビル1F	飲食店営業	レストラン
	43	ジルモーリオ ディ パンプ	彦根市本町一丁目12-11	飲食店営業	レストラン
	44	SPOON sweets market	彦根市竹ヶ鼻町43-1	飲食店営業	カフェ
	45	せんなり亭 心華房	彦根市本町一丁目1-26 二階	飲食店営業	レストラン
	46	せんなり亭 夢京橋店	彦根市本町一丁目1-26 一階	飲食店営業	レストラン
○	47	千成亭キッチン	彦根市平田町808	※そうざい製造業	レストラン
	48	宅配クック123 彦根店	彦根市川瀬馬場町971-1 サニープレイス内	飲食店営業	
	49	辻春	彦根市新海町879-3	※飲食店営業	料理仕出し業
○	50	teraitei	彦根市本町一丁目11-7	飲食店営業	レストラン
	51	トマト	彦根市松原町1892	※飲食店営業	弁当
	52	なないろ	彦根市本町一丁目12-7	※飲食店営業	カフェ
	53	納屋藤	彦根市本庄町3791	※飲食店営業	料理仕出し業
	54	花	彦根市本町一丁目11-23 井上ビル2F	飲食店営業	レストラン
	55	早野食堂	彦根市佐和町7-11	飲食店営業	食堂
×	56	彦根キャッスル リゾート&スパ	彦根市佐和町1-8	※飲食店営業	ホテル

	57	ビジネス旅館 清瀧	彦根市河原二丁目7-10	飲食店営業	
	58	ビストロ マゾン	彦根市平田町517 エンジョイ北清102号	飲食店営業	レストラン
	59	プール湖上平 桃太郎	彦根市原町600-33	※飲食店営業	弁当
	60	FUKUMOTO&BRAVO	彦根市小泉町1025-6	飲食店営業	レストラン
x	61	びわ湖畔味覚の宿 双葉荘	彦根市松原町1377	飲食店営業	宿
○	62	プリヂストン彦根生活協同組合	彦根市高宮町211・プリヂストン株式会社内	※飲食店営業	
	63	郷	彦根市野田山町930	※飲食店営業	定食
	64	ブロンコビリー 彦根店	彦根市里根町23-8	※飲食店営業	レストラン
	65	ほっかほっか亭 河瀬店	彦根市川瀬馬場町777-14	飲食店営業	
	66	ほっかほっか亭 彦根ベルロード	彦根市平田町523-2	※飲食店営業	
x	67	ほっともっと 川瀬馬場町店	彦根市川瀬馬場町1088-3	※飲食店営業	
	68	ほっともっと彦根野瀬町店	彦根市野瀬町156-1	※飲食店営業	
	69	本家かまどや 南彦根店	彦根市高宮町1555-1	飲食店営業	
	70	MARLEY KITCHEN	彦根市戸賀町1	飲食店営業	カフェ
	71	まごころ弁当 彦根店	彦根市平田町410-7	飲食店営業	
	72	丸駒	彦根市柳川町49	飲食店営業	日本料理
	73	朴	彦根市尾末町1-59/護国神社境内	飲食店営業	カフェ
	74	MOKU MOKU	彦根市芹橋一丁目3-47	※飲食店営業	カフェ
	75	やよい軒 彦根店	彦根市西沼波町252-1	飲食店営業	
	76	有限会社魚忠	彦根市西今町572、572-2	飲食店営業	日本料理
	77	有限会社魚増	彦根市石寺町839-2	飲食店営業	日本料理
	78	有限会社海水園	彦根市西葛籠町341	飲食店営業	懐石
	79	有限会社かどや	彦根市清崎町747-4	※飲食店営業	料理仕出し業
	80	夢工房 if	彦根市西今町1327	飲食店営業	就労継続支援事業所
	81	料亭旅館 やす井	彦根市安清町13-26	飲食店営業	旅館
	82	凜屋珈琲舎 彦根店	彦根市西今町965	※飲食店営業	カフェ
	83	レイクサイド ココス ミシガン州立大学店	彦根市松原町1435-86	飲食店営業	
	84	RESTAURANT BOLIVIANO	彦根市正法寺町123-3	飲食店営業	レストラン
	85	れすとらん 弥千代姫	彦根市本町一丁目7-34	飲食店営業	レストラン
	86	レストラン千成亭	彦根市戸賀町120-4	飲食店営業	レストラン
	87	レストラン千成亭 別館華見	彦根市河原二丁目2-25	※飲食店営業	レストラン
	88	和食 寛	彦根市後三条町478	※飲食店営業	日本料理
	89	和食 やま咲	彦根市平田町421 Nasu1ビル別棟101号室	※飲食店営業	創作料理
△	90	和食さと 南彦根店	彦根市東沼波町484-1	飲食店営業	

県調査まとめ(協力可否)

○	6	…「協力可」
△	5	…「協力可否は現時点で不明」
x	6	…「協力不可」
未回答	73	
計	90	

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下、「国スポ」という。）における医療救護対策について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

（3）その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないもの）、医療器具、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置および軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないもの）等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

（3）炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護対策について必要な事項は別に定める。

(2) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第2号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下、「国スポ」という。）における防疫対策について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 実施業務

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民および大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市内および滋賀県内での流行状況を常に監視するとともに、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供および注意喚起を行う。

（3）感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防および感染症の患者に対する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施について必要な事項は別に定める。

（2）国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、実情に応じてこの要項を準用する。

第3号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調達要項（案）

1 目的

この要項は、彦根市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に幹旋、または支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関および関係団体等の協力を得て、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

弁当調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手、監督、視察員および報道員に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については国スポの開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ（滋賀県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の選定・指定

弁当調製施設の選定・指定は、市実行委員会宿泊衛生専門委員会が行うものとする。

8 指定取消し

市実行委員会は、上記7により指定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置および運営

弁当引換所の設置および運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。
- (2) 彦根市で開催される競技別リハーサル大会における弁当の調達については、実情に応じてこの要項を準用する。
- (3) わたSHIGA輝く障スポにおける弁当調達業務については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第4号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準（案）

1 目的

この基準は、彦根市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋、または支給する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定める。

2 国スポに対する理解と協力

国スポに理解があり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、市実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

4 立地条件

彦根市に本社または製造所を有し、その製造所において食品衛生法の規定により、次の各号に定める業種の営業許可を受けている業者であること。ただし、本社または製造所の所在地は、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 令和3年6月1日以降に許可を受けた場合…「※そうざい製造業」のうち「弁当製造業」
- (2) 令和3年5月31日以前に許可を受けた場合…「飲食店営業」のうち「弁当屋」

5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去3年間に食中毒発生等の事故歴がないこと。
- (2) HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生法に基づき適正に実施されていること。
- (3) 検査食として、原材料および調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、国スポ開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌およびノロウイルス（勸奨））。
- (5) 食品賠償保険等に参加していること、もしくは国スポ開催期間中参加できること。
- (6) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調製能力

- (1) 国スポ時提供可能数が、平日、土曜日、日曜日、祝日とも1回200食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、当日午前11時の納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 郷土の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面や食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。ただし、栄養士等の配置は必須でない。
- (6) 市実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理(10℃以下)のできる車両等による衛生的な配達ができること。ただし、弁当調製施設の指定にかかる必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注することとする。
- (2) 弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭きおよび持ち運び用ビニール袋等の納入ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時および場所に搬入できること。また、同日の指定された時刻に容器等を回収できること。
- (4) 弁当の名称、消費期限(時刻まで)、原材料名(食品添加物、アレルギー(特定原材料)、遺伝子組み換え等の表示を含む)、保存方法、栄養成分、製造所所在地・製造者名、早期の喫食の喚起、持ち帰りを禁止する旨等の実行委員会が指示する項目をラベルシール等で表示が可能であること。
- (5) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立および写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更または中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。
- (8) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包し弁当を納入できること。

8 要件

- (1) 国税および市区町村税の滞納がないこと。
- (2) 彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

9 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準

用する。

- (2) わた SHIGA 輝く障スポにおける弁当調製施設の選考については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第5号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設募集要領（案）

1 目的

この要領は、彦根市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に提供する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達および弁当容器の回収。

3 応募要件

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

(1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）

(2) 調査票（様式第2号）

（別途実施のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会による基礎調査時に既に提出済みの場合は省略可とする。ただし、回答内容に変更がある場合はこの限りではない。）

(3) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）

（発行事務の都合等により、応募時点で当該監視票の写しの提出が困難な場合、市実行委員会が別途定める期日までに追加提出可能であること。）

(4) 営業許可証の写し

(5) 納税証明書（国税および市区町村税に未納の税額がないことを証明できるもの）

(6) 食品賠償保険証の写し

(7) 法人の登記事項証明書（応募日以前3か月以内のもの）

5 募集期間

令和5年12月4日（月）から令和6年1月12日（金）まで（※）

持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）郵送の場合は締切日必着。

※各種準備の都合により、募集期間は変更となる場合があります。

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、市実行委員会が弁当調製施設を選定する。選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが市実行委員会の弁当調製業務に限り使用する。(食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。) なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量および配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。

8 提出・問い合わせ先

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会事務局

(彦根市スポーツ部国スポ・障スポ競技課内)

TEL : 0749-30-6155 FAX : 0749-23-2660

ホームページ : [わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会公式サイト
\(hikone-kokuspo2025.jp\)](http://わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会公式サイト(hikone-kokuspo2025.jp))

様式第 1 号

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設
誓約書兼承諾書

- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会が行う弁当調達業務に協力します。
- 誓約書兼承諾書および添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
- わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。
- 彦根市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条の暴力団および暴力団員または密接関係者ではありません。
- 本誓約書兼承諾書を以て選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
会長 和田 裕行 様

所 在 地

応募者氏名（法人にあつては名称および代表者氏名）

電 話 番 号

F A X 番 号

添付書類

- （1）食品衛生監視票の写し（応募日以前 1 年以内のもの）
（発行事務の都合等により、応募時点で当該監視票の写しの提出が困難な場合、市実行委員会が別途定める期日までに追加提出可能であること。）
- （2）営業許可証の写し
- （3）納税証明書（国税および市区町村税に未納の税額がないことを証明できるもの）
- （4）食品賠償保険証の写し
- （5）法人の登記事項証明書（応募日以前 3 か月以内のもの）

わたSHIGA輝く国スポおよび競技別リハーサル大会 彦根市弁当調製施設調査票

施設概要	ふりがな				彦根市実行委員会記入欄		
	施設名				No.		
	ふりがな	ふりがな					
	代表者氏名 (職名)	担当者氏名 (職名)					
	所在地 〒	—	(電話	—	—)	
			(FAX	—	—)	
			(E-mail)	
意向	1	国スポ彦根市開催競技および競技別リハーサル大会への弁当提供	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	(以下の回答不要)		
<p>※設問1が「可」の場合は、設問2以下も必ずご回答ください。</p> 							
弁当の調製	2	わたSHIGA輝く国スポおよび競技別リハーサル大会に提供可能な食数	平日	(食)		
			土曜日	(食)		
			日曜日	(食)		
			祝日	(食)		
	3	前日午後8時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)、当日午前11時の納入	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	4	単価に応じた調製	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	5	彦根市の特色を活かした弁当の調製	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	6	栄養面および食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供(ただし、栄養士等の配置は必須でない。)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
施設の対応	7	彦根市実行委員会が指定する容器、包装紙等での提供	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	8	メニューの日替わりが5日以上	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	9	冷蔵車等による適切な温度管理のできる車両による配達(任意。ただし、本事項が対応可能な施設を優先して発注する。)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	10	彦根市実行委員会が指定する弁当付属品の提供(お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き・持ち運び用ビニール袋等)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	11	彦根市実行委員会が指定する日時および場所への搬入、容器等の回収	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	12	弁当容器に彦根市実行委員会が指定する項目でのラベルシールの添付	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	13	彦根市実行委員会が指定する日時に弁当献立および写真の提供	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	14	荒天等による大会変更、中止による彦根市実行委員会の指示への対応	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
衛生管理	15	過去3年以内の食中毒の事故歴	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	16	HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生法に基づき適正になされている	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	17	検査食として、原材料および調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器に密封し-20℃以下、2週間以上の保存	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	18	大会開催前の1か月以内に検便検査の実施	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		
	19	食品賠償保険等への加入	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 改善予定		

※各設問において、記入日時点では対応不可でも今後改善していくご意向がある場合は「改善予定」とご回答ください。

※ご回答のあった施設につきましては、後日ヒアリングを実施させていただくことがあります。